

社員旅行 in 台湾

2015年12月2日から6日にかけて、社員旅行に行っていました。入社して初めての社員旅行です。今回は台湾一周の旅！ 一日のほとんどをバスに揺られての強行旅行でしたが、台東や花蓮といった台湾の東側の地域にも足を伸ばすことができました。

1日目は台北。この日は故宮博物館へ。有名な『白菜』と『豚の角煮』には、長蛇の列！ 個人的な感想としては、『豚の角煮』は想像以上に角煮でした……おいしそうでした。白菜といい、職人さんの発想力に敬服です。

2日目は台中からスタート。まずは『宝覚寺』へ。巨大な布袋様の像(金色!)があり、地元でも有名な観光名所です。それともうひとつ、実は宝覚寺は日本と深い関わりがあり、戦前、台湾中部で亡くなった一万四千人の日本人移民の遺骨が奉納されているとのこと。境内には日本人墓地があり、早朝にもかかわらずきちんと線香が焚かれていました。

その後、風光明媚な湖、日月潭にある文武廟に寄り、台南を経由して高雄へ。夜は念願の夜市を散策！ にんにくたっぷりの貝料理、カニ味噌、牛肉麵などで夜ご飯。名物のヌガーは二十種類くらいあって、食べだしたら止まらない味でした。

3日目は、いよいよ台湾の東側、台東へ。西側よりもずっと素朴な印象で、ひたすら海岸沿いをたどっていけば、のんびりとした田園風景と山が続きます。東側には、元祖台湾人である人たちが部族ごとに分かれて暮らしているとのこと。途中、八仙堂などに寄り、夜には花蓮へ到着。夕食

後、またしても夜市へ！ 屋台で約20円で売られていた小籠包が、肉の旨みたっぷりで驚きのおいしさでした。

4日目は太魯閣峡谷からスタート。行く前は、「熊本にも菊池渓谷というものがある!」なんて豪語していましたが、予想よりスケールが……！ 花蓮は大理石の産地らしく、この峡谷もまるごと大理石！ 橋も、欄干の上に並んだ百体ほどの獅子も(一つずつ微妙にデザインや表情が違うのがかわいい)、すべて大理石でできているという、なんとも贅沢な自然風景でした。一見の価値有です！

その後は、千と千尋の神隠しのモデルとして日本でも人気のスポット、九份へ。小雨なのに混みあっていて、あっという間に時間が過ぎてしまいました。その後は台北へ戻り、夕飯後は最後の夜市へ!(3回目) 一見、どこの夜市も同じようですが、微妙に都市ごとの特色があって面白かったです。個人的に一番のオススメ都市は高雄でしょうか。熊本からは今、直行便が出ているので行きやすいですね。

見所がぎっしりつまった社員旅行でした。



農業簿記研修勉強会

熊本にもデカイ農業生産法人が設立されています。今後少子化、後継者不足の現況からすると増え続けるでしょう。このような集落営農型の生産法人も小規模の農業生産法人も農業簿記の知識にはありません。今後魅力ある成長産業と成る為にも進化する必要があります。

そんな訳で、今回、当事務所におきまして農業簿記の勉強会を開催しました。

まったく簿記を知らないながら、立派に勉強されていました。農業簿記は商業簿記と少し違い、工業簿記に近い原価計算も必要とします。今回受講されました皆様、本当にお疲れ様でした。これからステップアップして経営向上に努められることをご期待します。

里山資本主義

今年は例年に比べて、紅葉の時期がおそかったですね…

日本の四季は美しく素晴らしい。日本人で良かったと思います。

仕事に追われていると、折角の四季折々の良さに気付く暇もない今日この頃です。

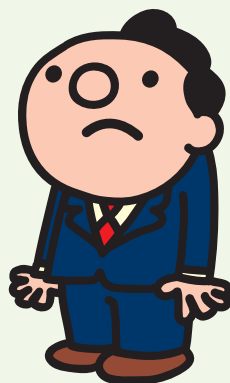
ふと思ったのが、お金が機能しなくても生活できる…里山生活。

木を伐り、火をおこし、自然の環境の中で行かされる自分を肌で感じる。

マネー資本主義の不安に疲れたとき、自分自身が動いて準備する…里山資本主義。

自然と生活できる体力をつけたい！ 俺も…年かな？…

川田のつぶやき



- 発行責任者：
高濱三喜夫税理士事務所（有）C & A
- 住所：
〒860-0073 熊本市西区島崎2丁目24-6
- TEL：096（274）1201
- FAX：096（325）1211

新年、明けましておめでとうございます。

去年の師走は、地球温暖化の影響でしょうか。

事務所にある薪ストーブもほとんど活躍せずに、新年を迎えました。

オリーブ大学1期生として、オリーブ栽培普及員になって3年になりますが、「九州に100万本を植樹し、東洋一のオリーブアイランドにしよう」を合言葉に、今まで400本ほどの苗木を植えるお手伝いをしてきました。

2016年税制改正大綱では、耕作放棄地にかかる固定資産税は1.8倍に引き上げられる予定です(2017年度から実施)。

オリーブは手入れや管理が他の果樹に比べ比較的簡単で、国産のオリーブオイルの生産量は極少で貴重なものです。

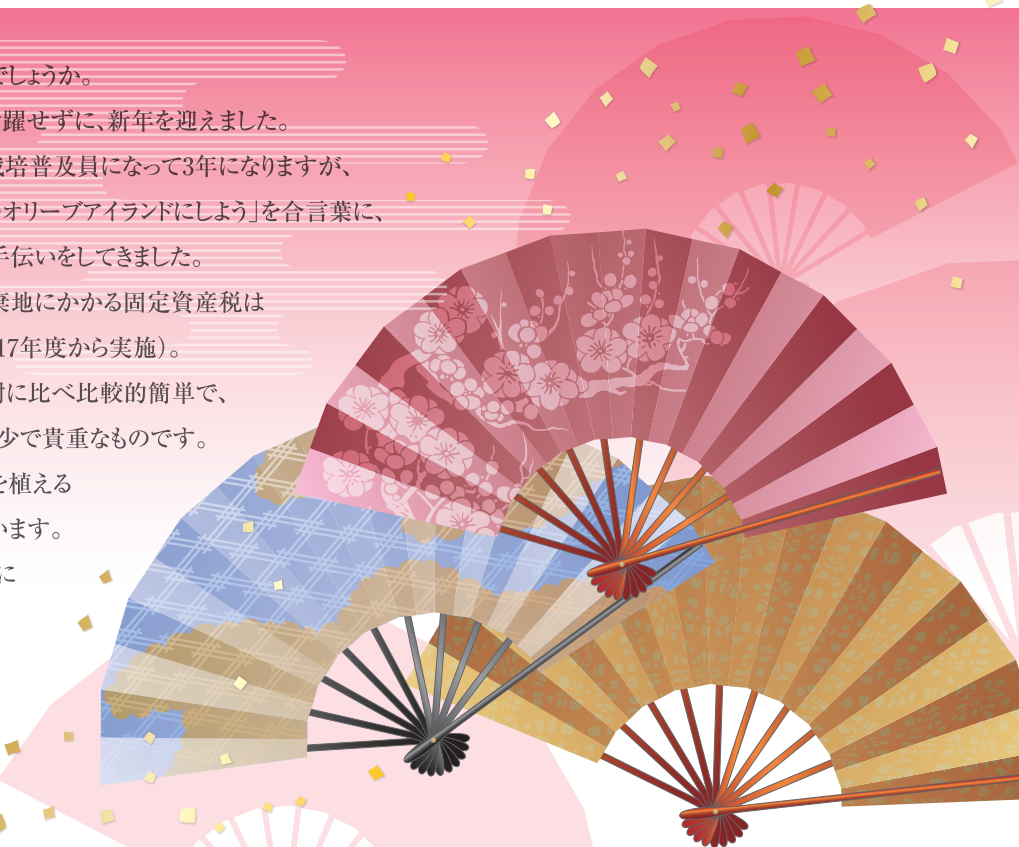
今後も、耕作放棄地にオリーブの木を植える

お手伝いを続けていきたいと思っています。

皆様にとってすばらしい年になるように

お祈り申し上げます。

税理士 高濱 三喜夫



登山研修

10月最後の土曜日、今年も登山研修へ、今回は久住連山の中岳。登山口の駐車場がいっぱいで駐車出来ないかもしれないとの予想から、朝の6時に事務所を出発しました。おにぎり、鍋焼うどんを持って。早くついたので、無事駐車でき、駐車場でビールを受け取り、準備運動をしていざ出発。

今回は事務所職員以外に家族2名と2名のお客様が、お一人は前回参加されていた方でもうお一方は初登山！ そのため、参加の申し込みも一度は迷惑をかけるからと、お断りをされたのですが、所長より、一度決断されたのだから、是非登ってください、途中リタイアされても、スタッフが



一緒にフォローしますからと背中を押され、参加を決意されました。ひざが痛くなるかもしれないと不安げでした(私も)が、最後まで登られ、頂上で一緒にごはんを食べました。とても満足そうでした。

いままで、紅葉に早いという理由でいつもより遅い日程でしたが、今回は遅くて紅葉は終わっていましたが、残念ではありましたが、

上から見た風景はとても清々しく気持ちが晴れやかになり、自然への恩を有難く感じ、素晴らしい一日となりました。

山の上のトイレ、きれいになり、有料となりました。自然を守る上で必要なことですので、皆様くれぐれも小銭のご用意を。
(中村)

いよいよスタート マイナンバー制度

1月よりマイナンバー制度がスタートしました。ようやく通知カードが届いたというところも多くある中、まだ不安も解消されていない中でのスタートですが、企業としてはきちんとした対応が求められています。昨年9月に弊社で実施したマイナンバー対策セミナーの中でも制度の概要や対応策をお伝えしてまいりましたが、なかなか思うように進んでいないというのが実感として感じられます。今回はマイナンバーを付した提出書類の提出時期の再確認と関係ありそうなQ&Aを一部抜粋してお伝えします。

<税分野関係書類>

内 容	提出時期
所得税	平成28年分確定申告書(H29年2/16～3/15)から
法人税	平成28年1月1日以降開始事業年度から
法定調書(年末調整関係)	平成28年分の支払報告書から
申請・届出書	平成28年1月1日以降提出分から

<社会保険関係書類>

健康保険・厚生年金被保険者資格取得届	平成29年1月1日提出から
健康保険・厚生年金被保険者資格喪失届	平成29年1月1日提出から
健康保険被扶養届	平成29年1月1日提出から
雇用保険被保険者資格取得届	平成28年1月1日提出から
雇用保険被保険者資格喪失届	平成28年1月1日提出から

<注意点> ※平成27年分の年末調整においてはマイナンバーを記載しての提出は不要です。
※平成28年より提出する書類でマイナンバーを記載するのは、雇用保険の資格取得・喪失届、税金関係の申請書・届出書が中心です。

<マイナンバーに関するQ&A(一部抜粋)>

- Q.** 平成27年中に扶養控除等申告書の提出を受ける場合、従業員に個人番号を記載してもらってもよいですか。

A. 平成27年中に「平成28年分の給与所得者の扶養控除等申告書」の提出を受ける場合であっても、平成28年分の給与所得の源泉徴収票(税務署提出用)に記載するために、従業員等に個人番号の記載を求めなくても差し支えありません。
- Q.** 給与などを受ける本人にマイナンバーの記載は必要ですか。

A. 平成27年10月2日の改正により本人に交付する源泉徴収票などへのマイナンバーの記載は不要になりました。ですので、記載の必要はありません。
- Q.** 従業員や講演料等の支払先等から個人番号の提供を受けられない場合、どのように対応すればいいですか。

A. 法定調書作成などに際し、個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に個人番号を記載しないで書類を提出せず、個人番号の記載は、法律(国税通則法、所得税法等)で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。

※詳しい情報は下記ホームページを参照してください。

●社会保障・税番号制度について(国税庁ホームページ)
<https://nta.go.jp/mnumberinfo/>

●マイナンバー制度(雇用保険関係)(厚生労働省ホームページ)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087941.html>

平成28年度税制改正大綱(案)！

平成28年度の税制改正大綱(案)が12月10日に発表されました。今回発表された税制改正大綱(案)の主な項目については次の通りです。

●法人税関係

- ①法人税率の引下げ
平成28年4月1日以降開始の事業年度から 23.4%
 平成30年4月1日以降開始の事業年度から 23.2%
- ②建物附属設備及び構築物の償却方法を定率法から定額法へ変更。
平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備・構築物から適用。
- ③交際費
 接待飲食費の損金算入の特例の適用期限を**2年間延長**する。

●所得税

- 通勤手当の非課税限度額を10万円から15万円に引上げ。
平成28年1月1日以降に支給される通勤手当から。

●消費税

- 生鮮食料品及び加工食品(飲料品・外食を除く)について軽減税率の適用。こちらについては現在調整中のため、詳細の記載なし。

●租税特別措置法

- 生産性向上設備投資促進税制の廃止
 平成28年3月31日で適用期限が切れる。
 以降この制度の適用を延長しない。

上記の内容は税制改正案の一部であり、実際はこれ以外にも数多くの税制改正が案として提出してあります。これらの改正案は今後国会で審議され可決又は廃案となっていく予定です。現時点では決定しておりませんので、今後の動向に注目ください。

<新規開業店舗のご紹介>

九州物産マーケット

1件目は熊本市南区御幸笛田の御幸病院近くにあり安全・安心・美味しいものを届けてくれる素晴らしいお店の紹介です。社長である岡村さんは物産館などの責任者を務めてから満を持して今回自分の店舗を4月にオープンしました。その頃の人脈を活かして他にはない素晴らしい商品を扱うアンテナショップです。
 おすすめ商品は「現在制作中である阿蘇自然水・食味値84の菊鹿町産あいがも米・吉無田高原の渡辺豆腐・阿蘇の無添加ベーコン・農家直送の野菜・果物」などまだまだ豊富に商品を取りそろえています。店内を眺めるだけでも楽しいですし、社長が一つ一つ熱心に商品の説明をしてくれますよ。

最後に社長から一言「生産者が心を込めて作った農産物・加工品などを主力として販売しています。メーカー品についても安全性が高く美味しいものをなるべく取り揃えております。一度お買い求め頂けましたら必ずご満足して頂けると思います！」

是非、皆さんお店に足を運ばれてみて下さい。県外の方向けの産地直送商品セットなどもありますので遠方の方は電話でのお問い合わせもおすすめ致します。

- 営業時間／9:00～19:00
- 店休日／年中無休
- 住所／熊本市南区御幸笛田3丁目5-36
- お問合せ／0120-333-051(フリーダイヤル)
- FAX／0120-777-304

上村接骨院

2件目は熊本駅近くに出来ました元競輪選手である院長上村先生が10月に開業された接骨院の紹介です。新しくできた建物の1階に施術所があり、とても綺麗で清潔なのでゆったりと施術を受けることが出来ます。

長年柔道整復師として他の接骨院に勤務されていたので経験があり安心して相談できますよ。穏やかな先生で親身に聞いて頂けます。私も体のことで相談しましたが、色々になるお話を熱心にご指導頂きました。特にスポーツをされている方には元競輪選手の経験を活かし怪我への対応・治療な

どを的確にアドバイスしていただけます。

最後に院長から一言「競輪選手だったころの経験を活かしてしっかり患者さんのサポートをして参ります！」

保険適用も出来ますのでまずは体の悩みをご相談されてみてはいかがでしょうか。(園田)

- 受付時間／AM9:00～13:00
PM16:00～23:00
- 休診日／日曜・祝日
- 住所／熊本市西区春日2丁目11-19 フレッシュピア1F
- 電話番号／096-328-9015

後継者の軍師認定コンサルタント1級を取得しました。 事業承継、後継者支援サービス開始のご案内

一昨年より当社の高濱亮、畑島、下田の3名は約7か月間にわたり、一般社団法人軍師アカデミーの講座を受講し、昨年の5月に後継者の軍師認定コンサルタント1級を取得いたしました。軍師と聞くと歴史上の人物を思い出すかもしれませんが。黒田官兵衛や諸葛孔明など、自軍を勝利に導く存在が軍師であり、私たちの役割というのは正に同じで、顧問先様の会社や社長自身を勝利に導く最も身近なパートナーだと考えています。

現在、顧問先様の多くが事業承継の時期に入ってきており、私たちとしてどのようなサポートができるかを考えた結果、事業承継の本質的な部分をしっかり学べる本講座を受講しました。

士業に加え金融機関、保険会社等、様々なジャンルで活躍する方々と共に学び、さらに後継者、後継経営者の方々と時間を共有できたことは様々な気づきや学びの深まりに繋がりました。

軍師アカデミーでは「経営の本質」「人間の本質」「成長回路の基本構造」への見識と具体的な支援手法を学ぶことができ、受講後も軍師会九州支部に加盟し軍師力を磨き続けています。

後継者の軍師の役目とは

1. 後継者に気づきを与え、自覚を促し現実を共有し
2. 後継者を本物の決意と覚悟へと誘い
3. 後継者自身が夢、ゴール、シナリオを描き、行動すること

を支援することにあります。

具体的には紙面では語り切れませんが、フレームワークに当てはめ、自己と自社の現状の客観視をした上で自己概念と新会社像を確立させていきます。

その後、自身のキャリアと新会社像の戦略を構築し、新たな成長回路を構築していきます。

今年度より私たちは定期的にセミナーや相談会を開催していきたいと考えています。そのためにも現在の状況を把握するために、事業承継や後継者育成に関してのお話を毎月の訪問時に聞かせて頂く機会が増えると思いますので、よろしくお願いいたします。

(高濱 亮)